

(別紙)

(仮称) 福島飯館風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

本事業は、飯館村南部の約 2,995ha を事業実施想定区域として、ローター直径最大 158m、全高最大 183m の風力発電機を 30 基程度設置し、出力が最大で 126,000kW の風力発電所を整備する計画であり、事業実施想定区域の北部は保安林、南部は帰還困難区域が含まれている。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン」(2022年4月改訂)等を踏まえ、自治体及び事業実施想定区域周辺の住民等に対し、事業による環境への影響について丁寧かつ十分な説明に努めること。

また、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)で示される事業計画は、住民との協議の結果を踏まえたものとする。

(2) 当事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等について、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。

また、その結果を踏まえ、事業実施想定区域の縮小や風力発電機の基数の削減、配置を検討すること。

2 個別的事項

(1) 騒音・振動について

風力発電機の設置予定範囲から 1km 未満の距離に住居が多数存在することから、風車の稼働に伴う騒音、超低周波音による影響が懸念される。

このため、風力発電機の配置等の検討に当たっては、住居から十分な離隔距離を確保すること。

(2) 水環境について

事業実施想定区域北部には水源かん養保安林の指定を受けた森林が含まれることから、当該保安林が持つ水源のかん養機能、土砂流出防止機能等に影響が及ばないよう、事業実施に掛かる森林の転用面積は必要最小限とするとともに、水質の汚濁防止のための対策を確実にすること。

(3) 地形・地盤について

風力発電機は安定した地盤上に設置されなければならないことから、資料調査に加え、風力発電機を設置する地盤調査の方法及び調査地点を検討の上、方法書に記載すること。

(4) 電波障害について

電波環境への影響調査に資するため、周辺の通信設備等の配置について調査し、方法書で示すこと。

なお、風力発電機の設置により、周辺の通信環境に影響が及ぶおそれがある場合は、環境影響の調査方法及び調査地点を検討の上、方法書で示すこと。

(5) 風車の影について

ア 風力発電機の設置予定範囲までの距離が 500m 程度の住居が存在し、シャドーフリッカー（風力発電機ブレードの影が回転し明滅する現象）による影響が懸念されることから、環境影響調査項目に風車の影を追加し、環境影響の調査方法及び調査地点を検討の上、方法書で示すこと。

イ 飯舘村と川俣町の行政境界に沿って設置を検討している（仮称）笹峠風力発電事業と当事業の風車に囲まれる住宅について、複数事業の風車の影による累積的な環境影響が及ぶおそれがあることから、他事業の風力発電機の想定位置を調査の上、当該影響の有無を適切に評価できる調査方法及び調査地点を検討の上、方法書で示すこと。

(6) 動植物・生態系について

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、文献調査等によりノスリ及びサシバの渡り、さらに、ヒナコウモリ等のコウモリ類の生息に関する情報が得られていることから、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動物の移動経路、生息状況等に関する調査を検討し、方法書で記載すること。

その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 周辺でヒナコウモリ等の生息が確認されていることから、コウモリ類の衝突を低減するため、カットイン風速を秒速 5m 程度に随時変更する機能や、フェザリングによる回転停止の機能を有する風力発電機の選定を検討すること。

ウ 事業実施想定区域には植生自然度の高い森林が広く分布しており、風力発電機の設置予定範囲には保安林が存在することから、地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働により重要な自然環境のまとまりの場へ影響を及ぼすことが懸念される。

今後、風力発電機の設置等を検討するに当たっては、事業実施想定区域及びその周辺区域における重要な自然環境のまとまりの場の状況調査及び予測を十分に行い、植生自然度の高い区域を除外する等、改変による重大な影響を回避・低減するよう配慮すること。

(7) 景観・人と自然との触れあいの活動の場について

ア 当配慮書では、主要な眺望点について文献調査により選定しているが、関係市町村及び地元住民とも協議し、景観調査地点の選定について、改めて検討すること。

イ 事業実施区域周辺では大規模な風力発電所が7件計画されており、周辺の眺望点で、複数の風力発電機が視認される等の累積的な環境影響が生じるおそれがあることから、累積的な環境影響の調査方法及び調査地点を検討の上、方法書で示すこと。

ウ 配慮書段階の計画では、風力発電機の設置予定範囲から住宅までの距離が近く、住民に対し強い圧迫感を与えることとなるため、住民説明会等を通じ、事業実施想定区域内に居住する住民への影響について十分説明し、住民らの意見を汲んだ上で風力発電機の配置を検討すること。

(8) 放射線の量について

事業実施想定区域は汚染状況重点調査地域に該当し、事業実施想定区域内に帰還困難区域が含まれることから、空間線量及び土壌の放射能濃度について調査方法及び調査地点を検討の上、方法書に示すこと。

また、事業に伴い発生する放射性汚染物（伐採木、土壌等）への対応についても示すこと。

(9) 文化財について

風力発電機の設置予定範囲に周知の埋蔵文化財包蔵地は含まれていないが、隣接地には周知の埋蔵文化財包蔵地が存在している。

また、開発面積が広大で、遺跡の有無を確認する必要があることから、飯館村教育委員会と協議の上、調査に協力すること。